

規 約

2007年8月6日制定

(名 称)

第1条 本組織は組込みソフト産業推進会議(以下「本推進会議」と呼ぶ。)と称する。

(目 的)

第2条 本推進会議は、ソフトウェア産業に対する高い潜在能力を有している関西を組込みソフト産業の一大集積地とすることを目的とし、関西の経済活性化はもちろん日本の産業力強化を目指す。

(活 動)

第3条 本推進会議は、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)組込みソフト産業の集積に係わる調査研究
- (2)組込みソフト技術者の育成方法の検討及び育成支援
- (3)組込みソフト分野の関係機関・団体との交流・連絡調整、普及啓発活動
- (4)その他本推進会議の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本推進会議は、次の会員により構成する。

- (1)一般会員:本推進会議の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした法人、団体等で、総会での議決権を有するもの
- (2)特別会員:本推進会議の活動と密接に関係のある国の機関、地方公共団体、大学、経済団体等の機関・団体および学識経験者等の個人のうち、会長が特に必要と認め入会を求めたもの

2 会員は、個人である場合を除き、本推進会議に対する会員代表者1名を届け出る。

3 会員は、所定の書面により届け出ることにより任意に退会できる。

4 一般会員は、年会費1口以上を納入しなければならない。

(役 員)

第5条 本推進会議に、次の役員をおく。

- (1)会長:1名
- (2)副会長:10名以内
- (3)理事:50名以内
- (4)監事:5名以内
- (5)顧問:必要に応じて設置

2 役員は、総会において会員のうちから選任する。ただし、次期総会までに補欠または増員のために選任する必要がある場合は、理事会においてこれを行い、総会において事後承認するものとする。

3 会長は、本推進会議を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理し、会長が欠けたときにその職務を代行する。
- 5 監事は、本推進会議の会計を監査する。
- 6 顧問は、会長が特別会員から選任することができる。
- 7 役員の任期は、3年とする。

(総会)

第6条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、原則として年1回開催するものとし、会長が特に必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1)活動方針および予算
 - (2)活動報告および決算
 - (3)年会費1口の金額
 - (4)規約の改正および解散
 - (5)その他組織の運営に関する必要事項
- 4 総会は、会長が招集し、議長を務める。
- 5 総会は、委任状によるものを含めて会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第7条 本推進会議に理事会を置く。理事会は、会長、副会長および理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、議長を務める。
- 3 理事会は、本推進会議の事業および運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 4 理事会は、あらかじめ通知された事項について構成員が書面、Eメールなどにより議決権を行使することにより開催したとみなすことができる。
- 5 その他、理事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第8条 本推進会議に、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の構成員(以下、「幹事」と呼ぶ。)は、役員を務める法人・団体から選出する。
- 3 幹事長は、役員を務める法人・団体等から会長が委嘱し、幹事長は幹事会を招集し議長を務める。
- 4 幹事会には、幹事長が幹事から指名した副幹事長を置くことができる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在時において、その職務を代行する。
- 6 幹事会の運営は、幹事長のもと、幹事会にて定める。

(部会)

第9条 幹事会に、部会を設置することができる。部会は、会員をもって構成する。

- 2 部会長は、幹事長が選任し、部会長は部会を招集し議長を務める。
- 3 会員は設置された全ての部会に参加できる。

4 部会長は、自部会での検討事項などを幹事会に報告する義務を負う。

(経費)

第10条 本推進会議の運営に必要な経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

2 会長は、監事の検査報告をもって、毎年、総会において、会計報告を行う。

(会計年度)

第11条 本推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本推進会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は社団法人関西経済連合会内に設置する。

(規約の変更、その他)

第13条 この規約は、総会の議決を得ることにより変更することができる。

2 この規約に定めるもののほか、総会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、第1回総会開催の日から施行する。

2 第5条7項の規定にかかわらず、本推進会議発足時の役員任期は、設立総会から2010年3月31日までとする。

3 本推進会議の設立初年度の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、第1回総会開催日に始まり2008年3月31日に終わるものとする。

4 本推進会議は、2010年3月31日まで設置するものとし、期間満了後のあり方については総会において決定するものとする。

以上